

令和7年12月16日（火）

令和7年12月定例会 総務厚生常任委員会委員長 報告

総務厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の概要と結果をご報告申し上げます。今回、当委員会に付託されました案件は、議案10件であります。

初めに、第89号議案 志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、国の法律で2025年度末までに標準化されることにより、どれくらいの業務の負担が軽減されるのかとの質疑があり、執行部より、共通の仕様に基づくシステムに移行することから、国の法改正等に伴う改修費用の軽減などが想定できるが、まだ全国的にも移行中の段階であり、2025年度末までに移行できない自治体もあることから、実際の効果は全ての自治体が標準化へ移行してから初めて出てくるものと考えるとの答弁がありました。

次に、第90号議案 志木市公共施設安心安全化基金条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、公共施設安心安全化基金について、将来に向けて積み上げる金額の目標があるのかとの質疑があり、執行部より、新庁舎建設に当たっては30億円という一定の目標額があったが、現在は明確な目標額を設定しておらず、その年々で積立や必要な額の取り崩しを行っているとの答弁がありました。

次に、第92号議案 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、改正後の虐待の通報義務等の対象施設・事業は志木市で何箇所あるのか、どのように周知していくのかとの質疑があり、執行部より、今回、子ども・子育て支援法や児童福祉法、また、この条例の改正による影響がある市内の施設については、市内に26箇所ある認可保育所、7箇所ある認可外保育施設、7箇所ある一時預かり事業、9箇所ある小規模保育事業、1箇所ある居宅訪問型保育事業、1箇所で行っている病児保育事業などである。日頃から、国や県からの通知で関連するものについては各保育園に通知しているが、今回は年3回行っている市内全園を対象とした園長連絡会議でも制度について直接説明するとともに、ホームページ等でも、施設に関わる今回の改正の概要について周知していくきたいとの答弁がありました。

次に、第93号議案 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、執行部の説明をもって、了承いたしました。

次に、第94号議案 志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、第11条は、放課後児童健全育成事業者の職員は利用者に対して法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならないという条文だが、これが通報義務になるのはどういうことかとの質疑があり、執行部より、児童福祉法の改正が虐待の通報義務の規定となっているとの答弁がありました。

次に、第95号議案 志木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例については、執行部の説明をもって、了承いたしました。

次に、第96号議案 志木市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの公費の単価の引上げについては、市で誰がどのように基準を決めているのかとの質疑があり、執行部より、国に準拠し、選挙管理委員会事務局の中で話し合って、条例として提出させていただいたとの答弁がありました。

次に、第85号議案 令和7年度志木市一般会計補正予算（第7号）の件について、ご報告いたします。

委員より、9款消防費 防火水槽を撤去して、替わる機能は手当されるのかとの質疑があり、執行部より、消防水利の設置基準として、防火対象物から半径120メートル以内という規定があり、本市においては全て基準を満たしているので、撤去しても安全上問題ないと認識している。防火水槽については、消火栓の補助的な位置付けではあるが、災害で消火栓を利用することができない場合に、重要な役割を担っているので、埼玉県南西部消防局志木消防署と連携を図りながら、情報共有に努めてまいりたいとの答弁がありました。

また、委員より、4款衛生費 デイサービス型およびショートステイ型の産後ケア事業について、230万円の増額とのことだが、どのくらい利用の増加があったのか、登録した事業者を増やす考えはあるのか、利用者のアンケート等による満足度調査はされているのかとの質疑があり、執行部より、10月までの実績で、デイサービス型は当初予算の約

9.2%、ショートステイ型は75.7%執行し、上半期の合計で約9割の執行状況である。補正後で当初予算に比べて約1.7倍増額している。委託先は現時点で6カ所あり、ショートステイについては利用したいときに利用できない状況もあるが、日程調整して希望者には利用していただいている。今後は、ニーズに合わせて委託先を増やすことについては検討していきたい。産後ケア事業を利用していただいた方にはアンケート調査を行っており、満足度としては、9割の方が80%から100%という回答をいただいているとの答弁がありました。

また、委員より、第3表 債務負担行為補正（追加）朝霞地区4市共用火葬場周辺整備検討業務委託については、基本計画の決定時期が概ね1年程度延びるとのことだが、実際1年延びるのかとの質疑があり、執行部より、基本構想の時点では今年度に基本計画を策定するとしていたが、やはりこの候補地が湛水区域であることから追加して検討することが必要であり、基本構想策定時は令和14年度当初に供用開始と考えていたが、概ね令和14年度中の供用開始を目指していくとの答弁がありました。

また、委員より、雨水貯留と道路整備と汚水排水とのことだが、どこまでが敷地内の整備なのか、雨水貯留については通常の開発行為以上の整備を考えていると思われるが、下水道施設課で策定中の雨水管理総合計画との関わり等についてはどうなのかとの質疑があり、執行部より、雨水貯留については敷地内、排水や道路については敷地の外側のインフラ部分である。雨水貯留施設については、県により湛水想定区域とされている場所なので、周辺地域への影響を考え、県及び下水道施設課と協議しながら調整していくとの答弁がありました。

次に第86号議案 令和7年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい

て、ご報告いたします。

委員より、特定健康診査の集団健診業務と特定健康診査受診勧奨業務については、以前より金額が上がっているのかとの質疑があり、執行部より、やはり人件費、燃料費等々上がっているので、以前より上がっているが、集団健診業務については単価契約になるので、実際の支出については受診者の人数等によって変わってくるとの答弁がありました。

次に、第87号議案 令和7年度志木市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、執行部の説明をもって了承いたしました。

以上で、全ての質疑を終了し、採決を行った結果、第89号議案、第90号議案、第92号議案から第96号議案まで及び第85号議案から第87号議案までについては、総員をもって、原案の通り可決すべきものと決しました。